

令和3年度  
太田市下水道事業審議会  
(第1回)

**太田市の下水道事業**

令和3年10月25日



# 目次

---

1. 下水道事業の役割（必要性）
2. 本市の下水道事業の現況
3. 本市の現行の下水道使用料
4. 下水道料金の適正化の目的
5. 下水道使用料の水準
6. 料金改定の必要性

# 1. 下水道事業の役割(必要性)

## 役割 1

### 街を清潔にする

家庭や事業所から排水された汚水は、宅内配管を通過して下水道管に流れていき、汚水処理場に運ばれていきます。下水道が整備されることで、汚水が直接街に流れなくなる為、街が清潔に保たれ、害虫や悪臭の発生を防ぎ、衛生環境を守る役割を果たしています。

## 役割 2

### 街を浸水から守る

近年、1時間50mmを超える集中豪雨の年間発生率が増えてきているほか、短時間で局地的に大量の雨が降る「ゲリラ豪雨」の発生件数も年々増えています。街に雨水が溜まり水浸しにならないよう、素早く排水することで、私たちの暮らしを守る役割を果たしています。

## 役割 3

### 身近な環境を守る

家庭や事業所から排水された汚水は汚水処理場に運ばれます。汚水処理場で、消毒等のさまざまな処理を行い、水質を正常にしてきれいになった水は、河川や海などに放流されて自然の水循環に戻し、環境を守る役割を果たしています。

## 役割 4

### エネルギー・資源を創る

汚水処理場では、汚水をきれいに処理するだけでなく、汚水処理場できれいになった水を再生水として利用したり、下水処理の過程で発生したバイオガスを燃料や都市ガスとして利用したり、下水汚泥からリンを回収して肥料を作ったり等、エネルギー・資源を創り出しています。

## 2. 本市の下水道事業の現況

### ・ 太田市下水道4事業

※本市面積 17,554.0 ha

※行政人口 224,001人

令和3年3月31日時点

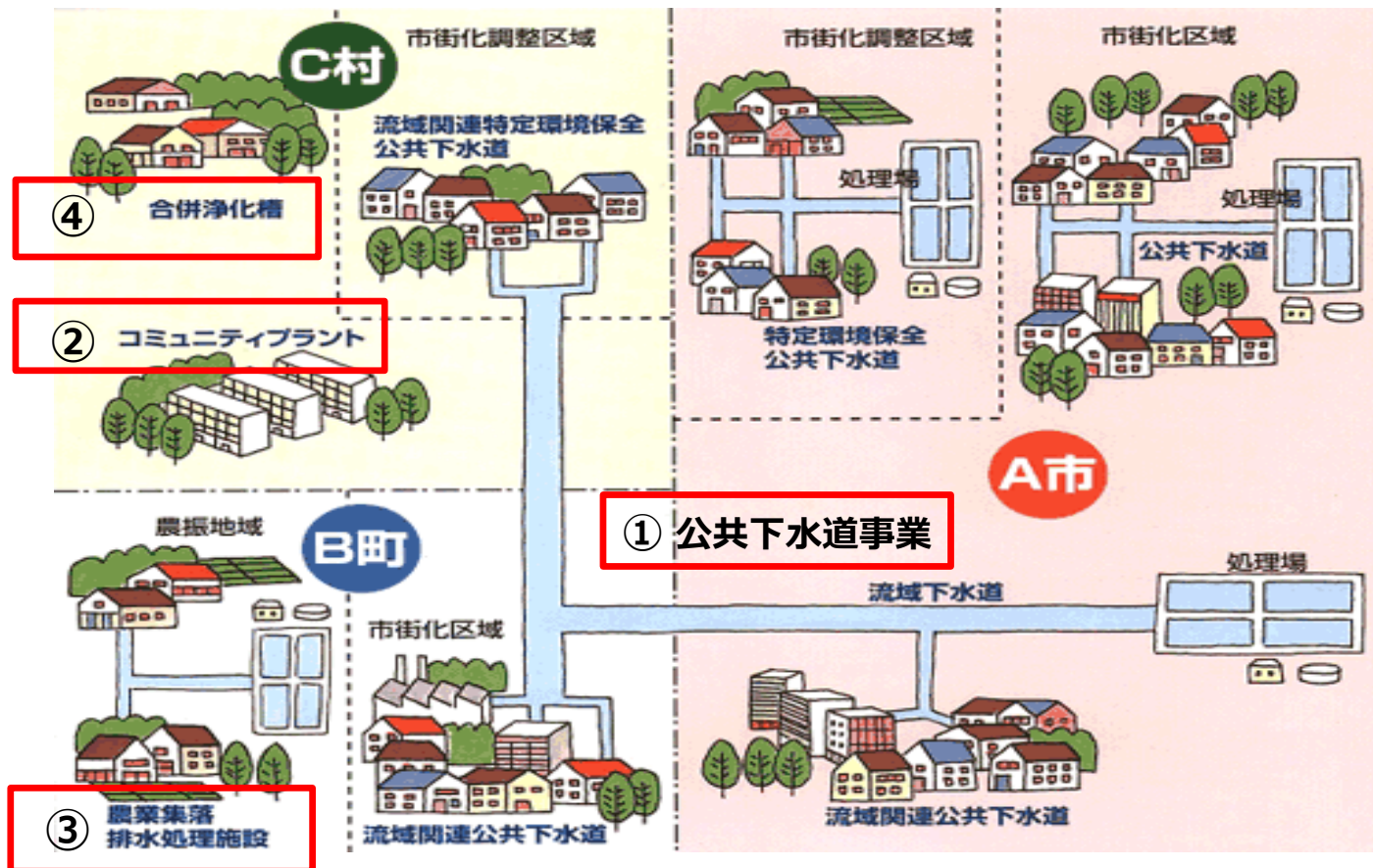
下水道事業名	処理区域面積 (ha)	処理区域内人口 (人)	接続人口 (人)	接続率 (%)	普及率 (%)
公共下水道事業	1,927.0 ha	104,831 人	79,594 人	75.9%	46.8%
住宅団地汚水処理事業	189.1 ha	13,828 人	13,828 人	100.0%	6.2%
農業集落排水事業	1,022.0 ha	16,725 人	12,638 人	75.6%	7.5%
戸別浄化槽事業	0.0 ha	1,434 人	1,434 人	100.0%	0.6%
合計	3,138.1 ha	136,818 人	107,494 人	<b>78.6%</b>	<b>61.1%</b>

**接続率** . . . 下水道等の施設が利用できる人口（処理区域内人口）に対し、実際に下水道を使用している人口（接続人口）の割合。

**普及率** . . . 市の総人口に対する、処理区域内人口の割合。

# 2 - 補足①. 太田市下水道4事業

## ◆ 下水道事業イメージ図



(国土交通省HPより抜粋)

## 2 - 補足②. 太田市下水道4事業

### ① 公共下水道事業

- ・ 単独公共下水道 …… 処理場から管路までをすべて市が建設  
(主に市街化区域の排水を中規模処理する施設)
- ・ 流域下水道 …… 幹線管路 及び 処理場 を県が建設  
家庭までの枝線管路 を市が工事  
(広範囲の区域にわたって大規模処理する施設)

#### 【流域下水道処理区一覧】

処理区名称	開始年	構成市町
新田処理区	平成4年	太田市単独
西邑楽処理区	平成5年	太田市・大泉町・ 邑楽町・千代田町
佐波処理区	平成23年	太田市・伊勢崎市

#### 【下水道処理施設一覧】

施設名称	供用開始	経過年数	処理能力	備考
太田市中央第一浄化センター	昭和47年12月	49年	19,400m <sup>3</sup> /日	合流式 分流式
太田市中央第二浄化センター	平成3年6月	30年	22,000m <sup>3</sup> /日	分流式
利根備前島水質浄化センター	平成18年7月	15年	14,020m <sup>3</sup> /日	分流式
西邑楽水質浄化センター	平成12年4月	21年	18,400m <sup>3</sup> /日	分流式
平塚水質浄化センター	平成20年9月	13年	691m <sup>3</sup> /日	分流式

## 2 - 補足③. 太田市下水道4事業

### ②住宅団地汚水処理事業

- 住宅団地汚水処理施設  
(コミュニティ・プラント) … 公社及び公団等の公的機関または地方公共  
団体が設置した住宅団地等のし尿処理施設  
(住宅団地の排水を小規模処理する施設)

施設名称	供用開始	経過年数	処理能力
宝町団地 コミュニティ・プラント	昭和 50年 4月	46年	3,200m <sup>3</sup> /日
矢場新町団地 コミュニティ・プラント	昭和 57年 4月	39年	1,300m <sup>3</sup> /日
成塚団地 コミュニティ・プラント	昭和 63年 3月	33年	1,750m <sup>3</sup> /日
パルタウン城西の杜 コミュニティ・プラント	平成 14年10月	19年	1,691m <sup>3</sup> /日
いずみ団地 コミュニティ・プラント	昭和 54年 9月	42年	2,000m <sup>3</sup> /日
いくしな団地 コミュニティ・プラント	平成 5年 3月	28年	1,128m <sup>3</sup> /日

## 2 - 補足④. 太田市下水道4事業

### ③ 農業集落排水事業

- 農業集落排水処理施設 … 農業振興地域に設置しており、生活環境改善のための集合浄化槽施設

施設名称	供用開始	経過年数	処理能力
太田東 集落排水処理施設	平成 5年10月	28年	219m <sup>3</sup> /日
毛里田北 集落排水処理施設	平成 8年11月	25年	295m <sup>3</sup> /日
強戸北 集落排水処理施設	平成 13年 3月	20年	384m <sup>3</sup> /日
金山東 集落排水処理施設	平成 18年 4月	15年	711m <sup>3</sup> /日
下田中 集落排水処理施設	平成 3年10月	30年	216m <sup>3</sup> /日
中江田北 集落排水処理施設	平成 5年 8月	28年	330m <sup>3</sup> /日
市野井・市 集落排水処理施設	平成 7年10月	26年	538m <sup>3</sup> /日
中江田南 集落排水処理施設	平成 8年10月	25年	260m <sup>3</sup> /日
市野倉 集落排水処理施設	平成 9年10月	24年	295m <sup>3</sup> /日
般若 集落排水処理施設	平成14年10月	19年	127m <sup>3</sup> /日
村田・小金井 集落排水処理施設	平成16年10月	17年	1,002m <sup>3</sup> /日
前小屋 集落排水処理施設	平成 23年 4月	10年	424m <sup>3</sup> /日



## 2 - 補足⑤. 太田市下水道4事業

### ④戸別浄化槽事業

集合処理と比較して、浄化槽によることが経済的及び効果的であると認めた地域を対象として、市が各家庭に浄化槽を設置し維持管理を行い、利用者には建設費の一部として分担金を、維持管理の一部として使用料を負担してもらう事業

地 区 名	事 業 開 始	経 過 年 数	設 置 基 数
只上町一区 地区	平成18年 4月	15年	158基
花香塚 地区	平成19年 4月	14年	81基
大館・出塚本村 地区	平成20年 3月	13年	103基
下強戸 地区	平成23年10月	10年	26基
東金井町二区 地区	平成23年 9月	10年	42基
市野井南杉 地区	平成25年 4月	8年	31基
寺井町 地区	平成27年 4月	6年	21基

# 3. 本市の現行の下水道使用料

## ① 現況

(税抜)

用途		基本料金 (円)	従量料金 (円/m <sup>3</sup> )
公共	一般用	—	101円/m <sup>3</sup>
	湯屋用	—	41円/m <sup>3</sup>
団地	—	—	101円/m <sup>3</sup>
農集	—	—	101円/m <sup>3</sup>
戸別	—	—	101円/m <sup>3</sup>

- ・平成22年に下水道4事業の料金を統一改定
- ・基本料金は設定せず、従量制のみ採用
- ・算定方法

単価 (円/m<sup>3</sup>) × 水道使用水量 (m<sup>3</sup>) × 消費税率 (10%)

## ② 実態

(税抜)



### 【一般会計繰入金】

市民の皆さんの税金。  
下水道等を利用していない方の税金も含まれている。本来ならば一般行政(教育福祉等)に回せるもの。

# 3 - 補足①. 本市の現行の下水道使用料

## 【基本原則】

### 下水道法（昭和33年法律第79号）（抄）

（使用料）

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能動的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

3（省略）

### 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）（抄）

（料金）

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能動的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

# 3 - 補足②. 本市の現行の下水道使用料

## 【基本原則】

### 太田市公共下水道条例（抄）

(使用料の徴収)

第26条 使用料の額は、使用月ごとに使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

排除汚水量に対する使用料	
用途区分	使用料
一般用	1立方メートル 101円
湯屋用	1立方メートル 41円

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
- (2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
- (3) 以下略

## 4. 下水道料金の適正化の目的

将来的にますます  
**負担**は大きくなる。

激甚化する自然災害の  
対策の実施

下水道施設の老朽化に伴う  
更新需要の増加

水需要(人口)減少に伴う  
使用料収益の減少

職員数見直しによる人件費削減

下水計画見直しによる建設費削減

包括委託による業務効率化

施設の統廃合の推進

補助金の活用

**効率化・費用削減**には  
限界が生じつつある。

下水道事業の問題と健全な事業運営を継続するための取組

健全な事業運営のための財源確保として、下水道料金の適正化について検討を行う必要がある。

# 5 - 1. 下水道使用料の水準

## ◆ 平成17年1月21日全国財政課長・市町村課長合同会議資料

### 2. 使用料の適正化について

各団体においては、以下の考え方を参考として使用料の適正化を図られたい

#### <参考>

- ① 汚水処理原価の算出にあたっては、地方公営企業法非適用事業にあっても、資本費平準化債の活用などにより世代間負担の公平化を図り、適正な原価を算出すること
- ② 現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあっては、……、まずは使用料単価を150円/m<sup>3</sup>（家庭用使用料3,000円/20m<sup>3</sup>・月）に引き上げること。特に、資本費等汚水処理原価が著しく高くかつ経費回収率の低い事業にあっては、早急な使用料の適正化が望まれること。なお、汚水処理原価が150円/m<sup>3</sup>を下回る場合は、使用料単価は当該汚水処理原価を上限とすべきであること。

注) 汚水処理原価: 汚水処理経費を年間有収水量で除したもの  
使用料単価: 使用料収入を年間有収水量で除したもの

## ◆ 公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月29日総務省公営企業課長等通知(抄)）

### 第三 公営企業の経営に係る事業別留意事項

#### 四 下水道事業

##### (1) 経営について

- ⑦ 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円/20m<sup>3</sup>を前提として行われていることに留意すること。

## 5 - 2. 下水道使用料の水準

### ◆ 下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項 (令和2年度7月22日 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 事務連絡(抄))

公営企業会計を適用した地方公共団体において、以下のいずれかに該当する場合は、当該団体が行う汚水処理に関する事業について、社会資本整備総合交付金重点配分の対象としないこととします。

- ・ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ・令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m<sup>3</sup>未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

※ロードマップ…『下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について』の経費回収率向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を記載したものを指す



### ◆ 太田市の現行

使用料	101円/m <sup>3</sup>
経費回収率	65%
使用料改定年	前回改定：平成22年度 (令和7年度で15年経過)

今後いずれも  
該当することに

## 6. 料金改定の必要性

### ◆ 料金改定を行わない場合

#### 赤字経営

- 水需要は減少することで、収益も減少していく一方で、衛生環境維持の為、下水を適切に処理する費用は固定的に必要。
- 赤字経営をしながら、下水を処理することとなる。

#### 施設・管路の更新先送り

- 老朽施設や老朽管の更新の先送りを余儀なくされ、漏水事故等のトラブルによって、適切な汚水処理ができなくなる。
- 地震等の災害発生時には、被害が深刻化する。

#### 一般会計からの繰入

- 赤字経営を解消するために、一般会計から繰入額が増加する可能性がある。市の財政を圧迫するとともに、下水道事業のあるべき姿(独立採算制)からも望ましくないといえる。

※新型コロナの感染拡大による大変厳しい情勢が続いているが、逼迫した財政状況を鑑みていただいて、下水道使用料の適正化について議論していきたい。



# 6 - 補足. 独立採算制の原則

## ◆ 独立採算制の原則

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用される。

## ◆ 「雨水公費・汚水私費の原則」と「受益者負担の原則」

雨水の処理に要する経費 ⇒ 一般会計（公費）、汚水の処理に要する経費 ⇒ 使用料（私費）で賄われる。この費用負担の原則を「雨水公費・汚水私費の原則」という。

### 【雨水】

雨水は汚水と異なって自然現象によるものであり、雨水の処理により市街地の浸水防止等の保全が果たされ、その受益が広く一般市民に及ぶことから、公費負担とされる。

### 【汚水：受益者負担（原因者負担）の原則】

下水の利用者は、生活環境の改善等の利益を受けること及び水質汚濁の原因者であることから、汚水の処理は、私費（使用料）で負担する。

## ◆ 公営企業の経営

### ● 地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（中略）をもつてこれに充てなければならない。（以下略）